

2023年8月23日

島根労働局長
宮口 真二 様

島根県労働組合総連合(しまね労連)
議長 村上 一
松江市母衣町 55-2 島根県教育会館2階

2023年度地方最賃の異議申出

貴職におかれましては、中央最低賃金審議会が示した目安額 40 円を 7 円上回る 47 円を答申されました。答申された 47 円につきましては、格差是正に向けたものであり、人材の確保や地域経済の活性化に繋がるものと受け止めています。5 類になったとはいえコロナ禍は続いており、物価高騰など厳しい情勢の中で、審議会の皆様のご尽力に対し心よりお礼申し上げます。私達は「8 時間働けば普通の暮らしが出来る賃金」をめざしています。そのためには時間額 1,500 円以上と全国一律賃金制度が必要であり、更なる引き上げを求めるものです。日本の雇用労働者の約 4 割は非正規雇用で、最低賃金はそうした立場の弱い労働者の暮らしを下支えする基盤でもあります。しかし、今の最低賃金では週 40 時間働いても年収 200 万円にもならず、その日暮らしを余儀なくされています。急騰する物価は、いっそう労働者の暮らしにダメージを与えます。島根県労働組合総連合(以下、しまね労連)は、この間、島根地方最賃の時間額を直ちに 1,000 円以上に引き上げ 1,500 円以上をめざすこと、地域間格差を解消するため「全国一律最低賃金制度」の制定や、中小企業支援策の拡充を国に求めること等の要請を行ってきました。

しまね労連は「島根地方最低賃金審議会の意見に関する公示」に対し、標記の通り異議を申し出、改めてこの度の答申を大幅に改善されるよう求めます。さらに最低賃金の表示につきましては、労働基準法との整合性や社会生活を鑑みて、日額・月額を表示を復活させるとともに、その際には日額 7,500 円以上、月額 16 万円以上とするよう求めます。また貴職からも政府に対し「全国一律最低賃金制度」を創設し、賃金のナショナルミニマムを確立させるよう働きかけを求めます。しまね労連は、島根地方最賃審議会が最低賃金の大幅引き上げによって、憲法 25 条に定める「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を具現する最低賃金法の目的をはたされるよう心より期待します。

【理由】

1. 高騰する物価からのちと暮らしを守るためにも大幅な引き上げは必要

2023 年 6 月の毎月勤労統計調査(従業員 5 人以上)によると、物価変動を加味した実質賃金は前年同月比 1.6% 減で、15 カ月連続で前年を下回りました。現金給与総額(名目賃金)は 18 カ月連続のプラスでしたが、物価上昇には追い付かない状況が続いています。

2023 年通年の値上げ品目数は、既に実施されたものや今後予定するものを含め、累計で 3 万 710 品目となりました。2022 年通年の 2 万 5768 品目を既に上回り、年間累計としてはバブル崩壊以降で見ない記録的な値上げラッシュとなっています。9 月以降の推移をみると、9 月は味噌など調味料や菓子を中心に約 2000 品目が予定されているほか、10 月は日本酒やワインなど酒類を中心に 4000 品目を超え、4 月以来半年ぶりに 5000 品目超えの値上げラッシュとなる可能性があります。同月の平均値上げ率も年内で最も高い 17.5% と、大幅な価格引き上げが予定されています。

島根地方最低賃金審議会が示された引き上げ額 47 円、引き上げ率 5.5% では到底賄うことはできません。労働者の状態は、不安定雇用の拡大や「ワーキングプア」の増大など、深刻な社会問題になっています。とりわけ、パート・派遣などの不安定雇用労働者の賃金底上げにもつながるシステムとして、多くの労働者が賃金の最低限を保障する地域別最賃の大幅引き上げを求めており、制度の積極的な役割を期待しています。



2. 最低賃金法が求める法理と答申について

最低賃金法は、第1条(目的)で「この法律は、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、以て労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする」と定めています。また、第9条(地域別最低賃金の原則)は「2. 地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない。」「3. 前項の労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする。」と定めています。即ちこれらの法理は、①労働者の生活の安定と生活保護に係る施策との整合性に配慮する、②労働力の質的向上、③事業の公正な競争の確保、④国民経済の健全な発展に寄与、⑤地域における労働者の生計費および賃金などの要件を相互に関連させ整合するよう求めていると理解します。これらの法理に照らして今般答申された島根地方最賃の時間額 904 円について、しまね労連は以下の点で不十分であるといわざるを得ません。

①「労働者の生活の安定」と生活保護に係る施策との整合性について

島根地方最賃審議会が答申した時間額 904 円をもとに算出した月額、国が示した月労働時間の算出基準(生活保護費の算出根拠とする1ヶ月平均法定労働時間)173.8時間に乗じて計算すると、月賃金の総額は 157,115 円(小数点以下四捨五入)になりました。これは所得総額であって可処分所得ではありません。総所得に昨今の可処分所得比率 0.817 を乗じると手取り金額は 128,363 円(小数点以下四捨五入)になります。年収では貧困といわれる 160 万円を大幅に下回る約 154 万円です。手取り月額 128,363 円では貯蓄など到底困難で、突然の病気や冠婚葬祭等、急な出費が必要になれば生活は忽ち破綻するでしょう。住民税や所得税、年金保険料、国民健康保険料、水道料金の基本料金、賃貸住宅の更新料、NHK 視聴料、必要に応じた軽自動車税の免除などに医療扶助も加わる生活保護費(資料1)と比較すると、この金額で生活保護費との整合性を論じることなどできません。また、週40時間規制の原則で計算された平均法定労働時間数 173.8 時間は、休日や休暇への配慮が無く、事実上残業時間まで含めた平均実労働時間をも超える値になっています。そもそも地方最低賃金は、島根県におけるパート労働者の所定内労働時間をベースに計算すべきです。国が実態と異なる労働時間の算出基準を示しそれにあてはめようとすることに無理が生じています。島根県におけるパート労働者の2022年の月平均所定内労働時間は、83.4時間(資料2)です。これをもとに算出した最低賃金は月75,394円、年収にすると90万円程度にしかならず、労働時間の実態と中央最賃審議委員会が示す算出基準時間には、甚だしい乖離があります。

②「労働力の質的向上」について

企業は、労働力を安定的に得られなければ存続できません。また、労働力の質的向上がなければ、資本主義的競争に生き残ることもできません。労働力の質とは、求められる労働力を安定的に提供できる身体的・精神的・知的状態のことであり、「労働力を、今日も明日も明後日も、継続供給できる」状態がなければなりません。即ちそれらを保障する賃金、労働時間、休息の保障がなければなりません。しかし、この度の最低賃金額や労働時間の位置付けでは、健康を維持できる食事を摂ることや、休息しリフレッシュすることさえ困難です。さらに貯蓄もできないような賃金では、将来不安は増すばかりで精神的にも不安定となり、仕事への向上心も阻害されてしまうでしょう。こうした状態で、より高い質の労働を求めれば、それは身体もしくは精神的な犠牲を払うことが前提となってしまいます。提示された最低賃金は、到底「労働力の質的向上」を期待できる金額とはいえません。

③「事業の公正な競争の確保」について

「毎勤統計」による2022年の県内パート労働者の所定内月平均賃金は、92,517円です。これを時間給にすると、平均時給は1,110円になります(資料2)。答申された最低賃金はその実態と比較すると206円もの開きがあります。島根県のパート労働者は時給で全国平均より135円も低くなっており、労働者側の視点で見るとその安さを労働時間で月6.1時間(所定内)多く働いて補うという構造になっています。また、実際の賃金水準より著しく低い最低賃金は、事業の公正な競争にも悪影響を及ぼし、本来の「競争力」をも弱体化させることになるでしょう。人件費削減で経営基盤の安定化を図ろうとする傾向になりかねません。

④「国民経済の健全な発展に寄与」について

最低賃金の引き上げは、賃金全体の底上げに直結します。逆に言えば、最低賃金が低いと賃金アップの足を引っ張ってしまいます。この間、非正規労働者とりわけ派遣労働の拡大などで、まともに働いても年収200万円以下の低賃金労働者が激増し、「格差と貧困」が顕在化しています。その結果、社会全体の窮乏化が進行し、消費購買力が落ち込み、中小企業は廃業・解散・倒産を余儀なくされます。島根県で2022年に休廃業・解散した企業(個人事業主を含む)件数は340件で、前年を10件(3.0%)上回り、3年連続で増加して過去5年で最も多くなっています(資料3)。一方、財務省が2022年9月1日に発表した法人企業統計によると、企業の内部留保は前年度比6.6%増の516兆4750億円で、17年度以来の伸び率となりました。10年連続で過去最高を更新し、11年度からの増加率は約8割にのぼります。資金がないのではなく、資金が循環しない状況が大企業への政府支援のもとでつくられており、大企業は生き残りや競争力の強化を名目に雇用を不安定化させ、賃金を圧縮し下請け企業へ「単価たたき」を押しつけています。非正規雇用の労働者や中小企業の労働者は、低賃金で消費を縮小させ、事業主は価格低下で経営悪化を招くという悪循環の中にいます。労働者の賃金は伸び悩み、個人消費が冷え込み、経済が好循環せず、大企業だけ肥え太るという事態が今日の状況です。消費回復の切り札、広範な労働者の賃金が引き上げられるかどうか、地域経済の大きな課題です。法律による規制で賃金の底上げをする最低賃金の役割は重大ですが、それを矮小化する引き上げでは国民経済の発展に寄与するとは到底いえません。最低賃金の大幅引き上げは、労働者全体の消費購買力を向上させ、負のスパイラルを断ち切る大きな展望を与える筋道です。

⑤「地域における労働者の生計費および賃金」について

③で述べたように、島根県内の労働者の賃金実態は、既に最低賃金を大幅に上回っています。賃金とは人たるに値する生活を保障し、同一労働・同一賃金を法理としています。ところが最低賃金の具体的水準値は、この精神や実態に反しあまりにも低すぎます。低すぎる最低賃金は、逆に地域間の賃金格差、経済格差を生む要因を作り出しています。最低賃金と人口移動には強い相関関係があることも政府統計調査から表れています。この15年間を比較しても東京都との賃金格差は2倍超に拡大しています(資料4・資料5)。また、コンビニなど全国チェーン店での値段は全国どこでも同じ、仕事も同じ、しかし労働者の賃金だけが違い、その額も最賃近傍に安く設定されており、理不尽な状態にあります。また、看護師・介護職員などケア労働者は、診療報酬や介護報酬は全国一律、仕事も同じ、しかし、労働者の賃金は地域の最賃に影響されています。同じ仕事なら賃金のいいところで働くのは自然な流れではないでしょうか(資料6)。一刻も早く最低賃金を「地域における労働者の生計費および賃金の水準」に到達させるとともに、その水準を大幅に引き上げることが、労働力を確保し地方経済を守るために、貴職に求められる重大な課題と考えます。全国で「最低生計費」に大きな開きはありません。都市部においては居住費はかかりますが、交通費は電車やバスなどの公共交通機関が整っているために抑えられます。反対に地方では、居住費は都市部より安いですが、自家用車が生活必需品であり、交通費は必然的に高くなるという生計費実態があります。賃金すなわち「生計費」を原則とし、「健康で文化的な最低限度の生活を保障する」全国一律最低賃金制度の創設こそが、焦眉の課題として求められています(資料7)。

以上のことから、しまね労連は、貴職に対し、あらためて地方最賃の大幅引き上げを求めます。そして、貴職からも国民生活の最低保障の基軸となる「全国一律最低賃金制度」の確立と、中小企業への支援策を拡充するよう政府への働きかけを強く求めます。

以上

資料1 2023年度 松江市の生活保護基準額の計算

計算表は、島根県松江市に生活する健康な労働年齢（18歳～69歳）で、居住地保護等級2級地-1を前提に、生活保護基準額を試算したものです。

1. 松江市の独居単身の場合の保護基準額

年 齢	第1類 生活費（飲食費・被服等・光熱費・什器等）	第2類	住宅費	合 計 (基 準 額)
18～19	¥71,460		¥34,000	¥105,460
20～40	¥71,460		¥34,000	¥105,460
41～59	¥71,460		¥34,000	¥105,460
60～64	¥71,460		¥34,000	¥105,460
65～69	¥69,530		¥34,000	¥103,530

2. 松江市の4人ぐらし（抽出事例：夫38歳／妻36歳／長女13歳／長男11歳）の保護基準額

第1類 第2類 (生活費)	家族／年齢		金 額
		夫 38歳	
		妻 36歳	
		長女 13歳	
		長男 11歳	
①生活扶助 合 計		¥165,650	
教育扶助	②中学1年生	¥6,100	
	学習支援費	¥4,990	
	③小学5年生	¥3,680	
	学習支援費	¥1,340	
④児童養育加算(2人分)		¥20,380	
⑤住宅扶助 (特別基準)		(5人まで) ¥44,000	
生活保護基準合計額 (①～⑤合計)		¥246,140	

試算：しまね労連（資料：生活保護基準額表（2級地-1））

資料2 5人以上事業所のパート労働者の労働時間・賃金比較

試算：しまね労働事務局 2023.7.1(資料出典 厚労省&島根県統計協会)

A1. 2022年5人以上事業所のパート労働者 所定内労働時間と所定内賃金実態		所定内労働時間/一人当たりの月平均		所定内給与/労働者一人当たりの平均	
2022年	①島根県	②全国	格差①-②	①島根県	②全国
1月	80.0時間	データ無し		¥88,740	データ無し
2月	80.0時間	73.5時間	6.5時間	¥89,455	¥94,550
3月	87.0時間	76.1時間	10.9時間	¥95,420	¥1,164
4月	87.0時間	79.0時間	8.0時間	¥94,294	¥97,407
5月	83.2時間	76.9時間	6.3時間	¥91,242	¥95,179
6月	88.6時間	80.2時間	8.4時間	¥96,899	¥98,508
7月	84.9時間	79.1時間	5.8時間	¥94,578	¥97,618
8月	81.2時間	77.1時間	4.1時間	¥90,945	¥96,196
9月	82.9時間	78.2時間	4.7時間	¥91,925	¥96,893
10月	81.6時間	77.5時間	4.1時間	¥91,080	¥96,528
11月	82.0時間	78.1時間	3.9時間	¥93,088	¥97,543
12月	82.2時間	77.8時間	4.4時間	¥92,536	¥97,923
合計	1000.6時間	853.5時間	147.1時間	¥1,110,202	¥1,062,601
月平均	83.4時間	77.6時間	6.1時間	¥92,517	¥96,600
			時間単価	¥1,110	¥1,245

島根のパート労働者は、全国平均より月6.1時間多く働き、時給は135円も安い

B1. 2021年5人以上事業所のパート労働者 所定内労働時間と所定内賃金実態		所定内労働時間/一人当たりの月平均		所定内給与/労働者一人当たりの平均	
2021年	①島根県	②全国	格差①-②	①島根県	②全国
1月	85.0時間	77.1時間	7.9時間	¥93,488	¥94,366
月平均	85.0時間	77.1時間	7.9時間	¥93,488	¥94,366
			時間単価	¥1,100	¥1,224

対前年比 (A-B)

2022年	①島根県	②全国	格差①-②	①島根県	②全国
月平均	-1.6時間	0.5時間	-2.1時間	-¥971	¥2,234
			時間単価	¥10	¥21

<所定内労働時間、所定内賃金>
島根のパート労働者の労働時間は前年より月1.6時間減り、全国は0.5時間増えた。時間給は、島根で10円上がり、全国では21円上がった。

A2. 2022年5人以上事業所のパート労働者 総実労働時間と現金給与総額		総実労働時間/一人当たりの月平均		給与総額/労働者一人当たりの平均	
2022年	①島根県	②全国	格差①-②	①島根県	②全国
1月	81.6時間	データ無し		¥91,248	データ無し
2月	81.4時間	75.4時間	6.0時間	¥89,980	¥95,348
3月	88.5時間	78.1時間	10.4時間	¥99,941	¥98,996
4月	88.5時間	81.2時間	7.3時間	¥96,201	¥101,284
5月	84.8時間	79.1時間	5.7時間	¥93,425	¥98,775
6月	89.9時間	82.4時間	7.5時間	¥116,356	¥109,448
7月	86.5時間	81.3時間	5.2時間	¥102,450	¥105,920
8月	82.8時間	79.3時間	3.5時間	¥94,962	¥100,458
9月	84.4時間	80.3時間	4.1時間	¥93,676	¥100,261
10月	82.8時間	79.7時間	3.1時間	¥92,815	¥99,996
11月	83.6時間	80.3時間	3.3時間	¥95,905	¥101,669
12月	83.9時間	80.2時間	3.7時間	¥119,963	¥114,899
合計	1018.7時間	877.3時間	141.4時間	¥1,186,922	¥1,127,054
月平均	84.9時間	79.8時間	5.4時間	¥98,910	¥102,459
			時間単価	¥1,165	¥1,285

島根のパート労働者は、全国平均より月5.4時間多く働き、時給は120円も安い

B2. 2021年5人以上事業所のパート労働者 総実労働時間と現金給与総額実態		総実労働時間/一人当たりの月平均		給与総額/労働者一人当たりの平均	
2021年	①島根県	②全国	格差①-②	①島根県	②全国
1月	86.4時間	79.1時間	7.3時間	¥100,159	¥100,155
月平均	86.4時間	79.1時間	7.3時間	¥100,159	¥100,155
			時間単価	¥1,159	¥1,266

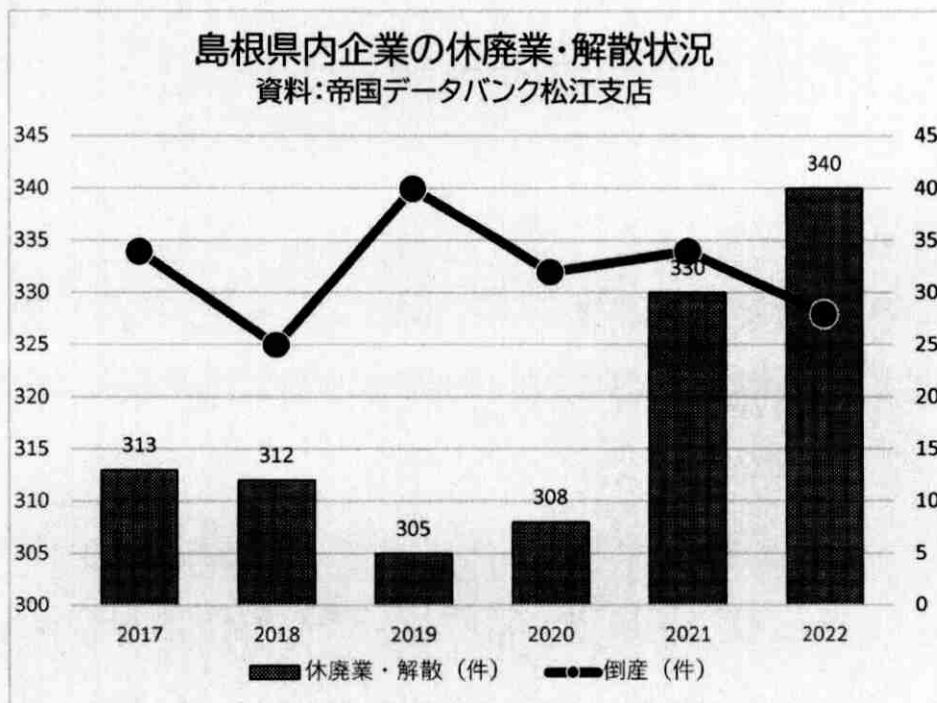
対前年比 (A-B)

2022年	①島根県	②全国	格差①-②	①島根県	②全国
月平均	-1.5時間	0.7時間	-2.2時間	-¥1,249	¥2,304
			時間単価	¥6	¥19

<総実労働時間、現金給与総額>
島根のパート労働者の労働時間は前年より月1.5時間減り、全国は0.7時間増えた。時間給は、島根で6円上がり、全国では19円上がった。

資料3 島根県 企業の休廃業・解散状況

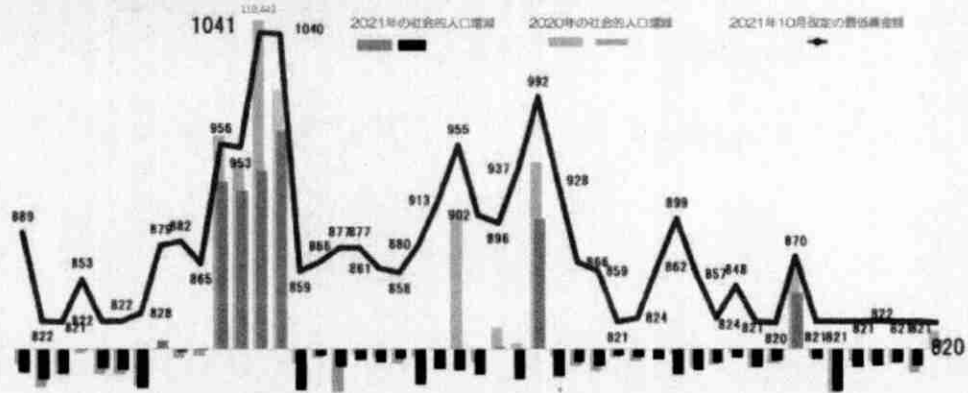
年	休廃業・解散 (件)	倒産 (件)
2017	313	34
2018	312	25
2019	305	40
2020	308	32
2021	330	34
2022	340	28



資料4 最低賃金と人口の増減 (総務省統計より全労連作成)

2021年 地域最低賃金と人口の社会的増減の比較図

最低賃金が高い都市部に人口が流出

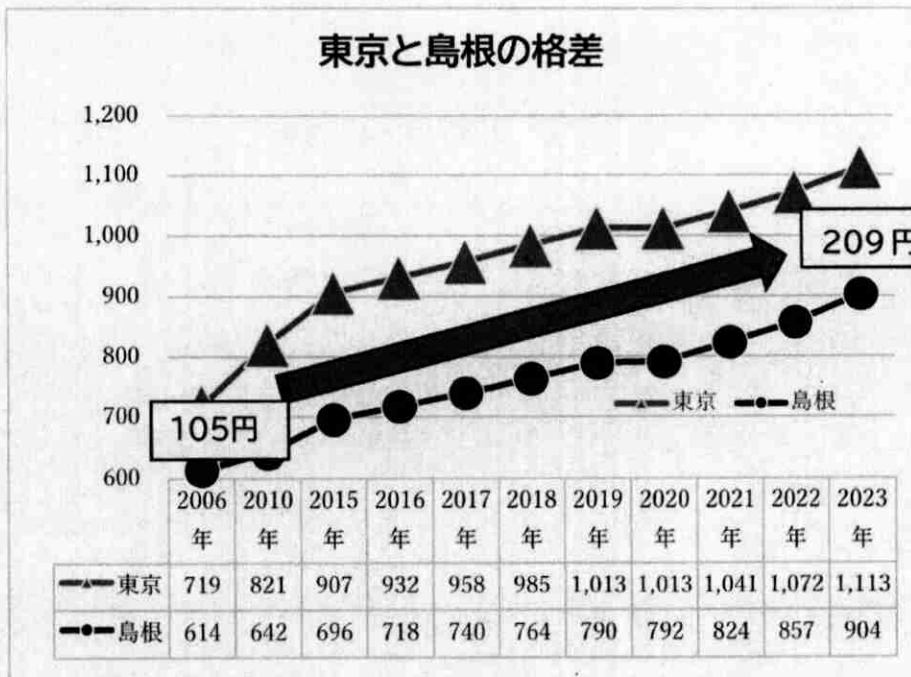


北 青 岩 富 秋 山 福 茨 群 群 地 千 東 神 新 山 長 富 石 福 茨 群 群 愛 三 滋 京 大 兵 香 和 島 島 岡 広 山 徳 香 愛 滋 福 佐 長 栃 大 宮 鹿 神 沖
 海 森 手 城 田 形 島 城 木 馬 玉 京 京 川 羽 梨 野 山 川 井 幸 岡 知 重 賀 都 飯 座 長 山 歌 根 山 島 口 島 川 後 知 阿 賀 地 本 分 崎 長 崎

※ 総務省統計局「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」(2021年1月1日現在)より、全労連作成

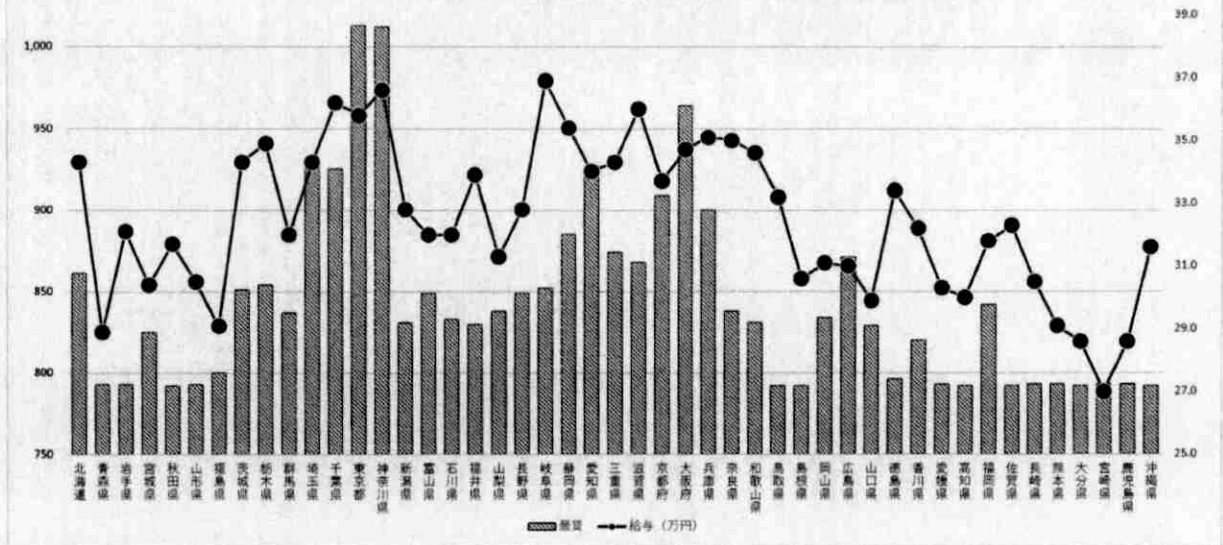
資料5

東京と島根の格差

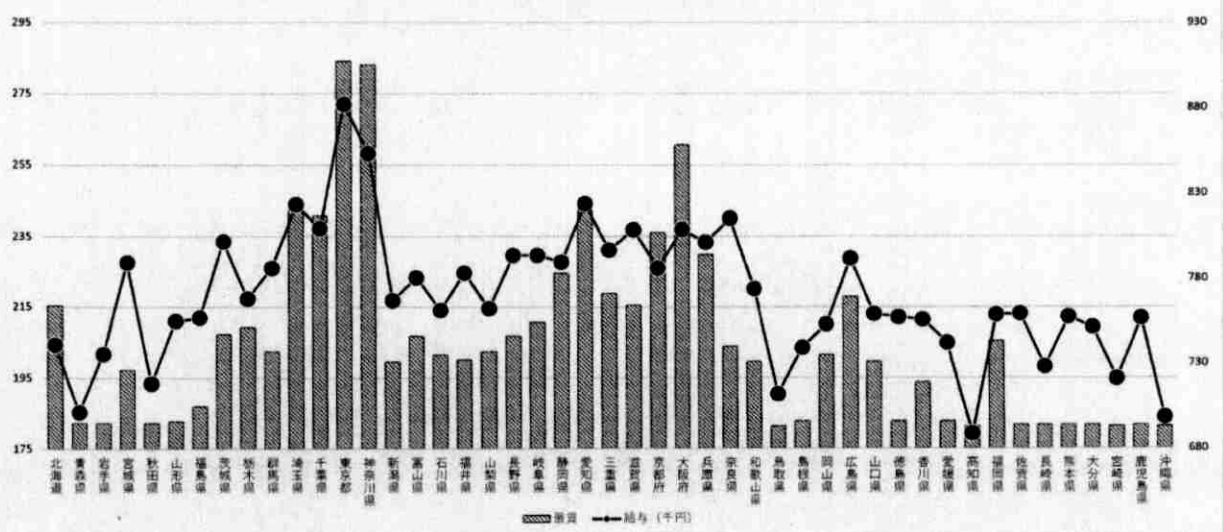


資料6

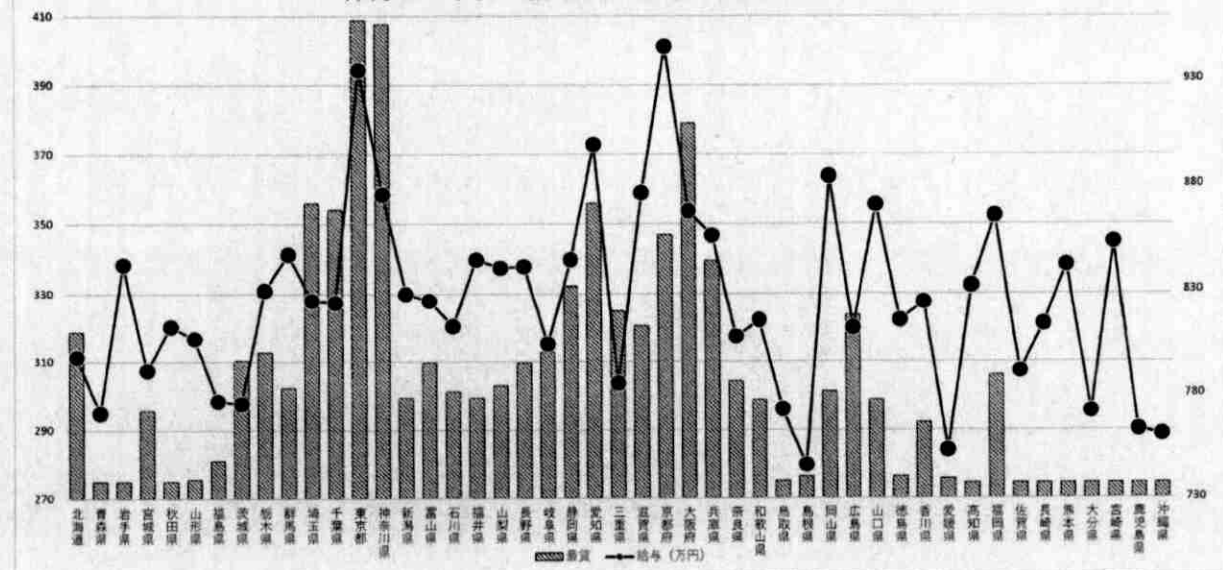
看護師の年収と最賃比較 2019年厚労省統計より



介護職員の月給と最賃比較 2015年厚労省統計より



保育士の年収と最賃比較 厚労省統計より



資料 7 最低賃金試算調査結果

表1-a 最低生計費試算調査若年単身世帯総括表 (円)

都道府県名	青森県	秋田県	岩手県	山形県	宮城県	福島県	茨城県	東京都	長野県			
自治体名	青森市	秋田市	盛岡市	山形市	仙台市	福島市	水戸市	北区	長野市			
性別	男性	男性	男性	男性	男性	男性	男性 女性	男性 女性	男性 女性			
最賃ランク	D	D	D	D	C	D	B	A	B			
消費支出	179,522	182,825	186,717	181,425	183,708	183,313	179,919	178,147	179,804	176,824	183,113	184,772
食費	46,583	47,235	47,242	46,665	47,226	47,442	41,967	32,985	44,361	35,858	41,323	32,926
住居費	33,060	35,060	37,000	34,000	33,000	36,000	36,458	36,458	57,292	57,292	46,625	46,625
水道・光熱	19,486	19,687	11,614	10,878	11,068	10,903	7,546	7,356	6,955	6,780	7,298	7,114
家具・家事用品	4,066	3,841	3,932	4,321	4,150	3,893	3,265	3,222	2,540	2,783	4,342	4,937
被服・履物	6,885	6,901	7,144	6,131	7,709	6,506	8,440	6,719	6,806	5,302	7,522	7,486
保健医療	2,604	2,690	2,636	2,682	2,682	2,617	1,002	2,866	1,009	2,885	1,026	2,934
交通・通信	36,150	36,114	36,957	36,822	36,103	36,234	29,990	32,481	12,075	12,075	29,539	31,799
教養・娯楽	19,599	20,286	19,988	19,089	19,512	19,796	28,534	28,630	25,577	25,613	26,393	26,393
その他	28,138	28,072	29,105	21,696	20,257	29,123	22,708	27,430	23,189	28,316	25,225	30,638
非消費支出	52,112	52,555	52,686	53,041	57,998	53,531	55,177	55,177	51,938	51,938	53,399	53,399
予備費	17,900	18,200	18,600	18,100	18,300	18,300	17,900	17,900	17,600	17,600	18,300	18,400
最低生計費(月額・税等抜)	197,422	201,025	205,317	199,525	202,008	201,813	197,810	195,947	197,204	194,424	201,413	203,172
最低生計費(月額・税等込)	249,534	253,560	258,003	252,566	260,006	255,344	252,987	251,124	249,642	246,362	254,812	256,571
年額(税込)	2,994,408	3,042,960	3,096,036	3,030,792	3,120,072	3,064,128	3,035,844	3,013,480	2,995,704	2,956,344	3,057,744	3,078,852
月150時間換算	1,664	1,691	1,720	1,684	1,733	1,782	1,687	1,674	1,664	1,642	1,699	1,716

表1-b 最低生計費試算調査若年単身世帯総括表 (円)

都道府県名	岐阜県	大阪府	兵庫県	岡山県	高知県	大分県	沖縄県							
自治体名	岐阜市	大阪市	神戸市	岡山市	高知市	大分市	那覇市							
性別	男性 女性	男性 女性	男性 女性	男性 女性	男性 女性	男性 女性	男性 女性							
最賃ランク	C	A	B	C	D	D	D							
消費支出	176,737	177,656	173,494	176,953	175,940	169,919	189,404	186,185	183,688	184,283	187,077	191,848	179,439	182,695
食費	44,872	37,640	43,727	35,897	44,286	35,866	40,333	33,993	45,423	37,054	42,555	35,783	41,286	33,200
住居費	38,000	38,000	48,000	48,000	46,000	46,000	35,417	35,417	33,000	33,000	39,000	39,000	36,458	36,458
水道・光熱	7,874	8,690	5,991	6,669	7,301	6,841	7,273	11,491	8,710	10,300	7,360	7,877	8,764	19,424
家具・家事用品	3,058	3,199	3,780	3,693	3,972	4,877	4,032	4,297	3,247	3,797	4,220	5,394	3,826	3,651
被服・履物	7,748	5,752	8,756	8,249	5,594	4,308	6,572	7,591	6,638	8,228	4,478	8,896	5,021	3,339
保健医療	1,501	4,591	4,107	6,513	2,196	2,163	1,094	2,352	1,506	868	2,248	3,574	1,142	3,640
交通・通信	34,999	32,953	13,469	12,567	17,762	16,431	31,384	33,384	37,467	33,923	36,302	36,142	33,794	33,794
教養・娯楽	20,398	20,680	25,354	25,694	29,512	29,358	25,454	25,547	26,879	25,781	26,635	26,635	25,620	25,177
その他	18,301	26,241	21,011	24,621	19,547	34,275	26,843	31,923	21,627	31,367	23,873	28,543	23,548	32,209
非消費支出	53,422	53,422	54,157	54,157	56,492	59,492	59,107	56,107	47,711	47,711	53,037	53,037	48,977	48,977
予備費	17,600	17,700	17,300	17,000	17,500	16,900	18,000	18,600	18,300	18,400	18,700	19,200	17,000	18,200
最低生計費(月額・税等抜)	194,337	195,356	190,794	187,953	193,440	186,019	196,404	204,705	201,968	202,683	205,771	211,048	197,339	200,280
最低生計費(月額・税等込)	247,759	248,778	244,951	242,110	245,962	237,911	248,311	254,812	249,699	250,394	258,814	264,085	249,316	249,272
年額(税込)	2,973,108	2,985,336	2,939,412	2,905,320	2,951,544	2,854,932	2,980,132	3,057,744	2,996,388	3,004,728	3,105,768	3,169,020	2,992,792	2,991,264
月150時間換算	1,652	1,689	1,633	1,614	1,626	1,582	1,657	1,699	1,665	1,669	1,725	1,761	1,642	1,662

(注1) 25歳単身・賃貸ワンルームマンション・アパート(25㎡)に居住という条件で試算。
 (注2) その他には美容室料、美容サービス費、身の回り用品費、交際費、自由献金費(1ヶ月6,000円)を含む。
 (注3) 非消費支出=所得税+住民税+社会保険料。